

南区地域スポーツ活動補助金交付要綱

第1条 通則

この要綱は、地域スポーツ活動に対する補助金の交付に関し、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

第2条 目的

この補助金は、南区内にある種目別スポーツ団体（以下「団体」という。）の事業を支援することにより、スポーツの普及振興及び地域におけるスポーツ・レクリエーション活動の推進を図ることを目的とする。

第3条 補助金交付先

補助金の交付先は、地域のスポーツ・レクリエーション活動の推進を目的に区を単位として組織された、南区スポーツ連絡協議会に属する団体で、かつ南区の共同開催事業として1事業以上実施している団体とする。

2 賞杯等の現物支給を受けている団体は対象外とする。ただし、市民総合スポーツ大会区対抗交流競技の予選大会を兼ねた南区親善大会を実施している団体を除く。

3 補助金の交付対象団体は公募により募集する。

4 本市の市税を滞納していないこと。

第4条 交付金額

1 団体毎に、第6条に基づき交付の対象となる経費の合計額から、他団体からの補助金等の収入を控除した金額に対して、別表に定める金額を限度として予算の範囲内で決定し、交付する。

第5条 交付対象事業

- (1) 団体が主催する、スポーツ・レクリエーション振興を目的とした事業
- (2) その他区長が目的達成に必要と認める事業

第6条 交付対象経費

交付対象事業の実施に要する経費。ただし、次の各号に掲げる経費は対象外とする。

- (1) 人件費
- (2) 活動内容自体の委託費
- (3) 食糧費。ただし、事業実施のために必要な昼食代、弁当代、茶菓代を必要最小限の範囲で補助対象とする。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、補助対象経費とすることが適当でないと区長が認める経費

第7条 事前協議

補助金の交付を申請しようとする団体の長は、4月から5月末日までに次に掲げる書類を添えて事前協議を受けなければならない。

ただし、区長が認めるときは、この限りではない。

- (1) 団体の規約
- (2) 役員・委員名簿
- (3) 直近の収支決算書
- (4) その他区長が必要と認める書類

第8条 補助金の申請

補助金の申請にあたっては、団体の長は、南区地域スポーツ活動補助金交付申請書（様式第1号）に次

の各号に掲げる書類を添えて、所管する区長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業収支計画書
- (3) 団体の規約
- (4) 役員・委員名簿
- (5) その他区長が必要と認める書類

第9条 暴力団の排除

区長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条の規定する排除措置を講じるものとする。

2 区長は、申請団体が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの
- (3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 区長は、補助を受けた者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 区長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、補助団体（任意団体であるときは、当該団体の代表者。法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

第10条 補助金の交付決定

区長は、補助金の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、南区地域スポーツ活動補助金交付決定通知書（様式第2号）を申請団体に交付するものとする。

第11条 実績報告

団体の長は、当該年度の事業が完了した後、速やかに南区地域スポーツ活動実績報告書（様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 事業収支計算書
- (2) 事業の経過または成果を確認できる書類等区長が必要と認める書類

第12条 補助金の額の確定

区長は、事業の完了の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び領収書の確認や現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを南区地域スポーツ活動実績調査確認書（様式第4号）により適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、南区地域スポーツ活動補助金確定通知書（様式第5号）をもって通知するものとする。

（附則）

この要綱は、平成18年9月4日から施行する。

平成25年4月1日 一部改正。

（附則）

- 1 この要綱の有効期限は、平成29年3月31日までとする。
- 2 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(附則)

平成 27 年 4 月 1 日 一部改正

平成 28 年 4 月 1 日 一部改正

(附則)

1 この要綱の有効期限は、平成 33 年 3 月 31 日までとする。

2 平成 29 年 4 月 1 日 一部改正。

(附則)

平成 31 年 4 月 1 日 一部改正

(附則)

1 この要綱の有効期限は、令和 7 年 3 月 31 日までとする。

2 令和 3 年 4 月 1 日 一部改正。

(附則)

1 この要綱の有効期限は、令和 11 年 3 月 31 日までとする。

2 令和 7 年 4 月 1 日 一部改正。

(別表) 補助金交付限度額

下記以外の団体	20,000 円
市民総合スポーツ大会区対抗交流競技の 予選大会を兼ねた南区親善大会を実施して いる団体	70,000 円

(様式第 1 号)

南区地域スポーツ活動補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 福岡市南区長

申請者の住所
申請者の団体名
代表者の役職名・^{フリガナ}氏名
性別・生年月日

年度南区地域スポーツ活動事業について補助金の交付を受けたいので、福岡市補助金交付規則を承知の上関係書類を添えて下記のとおり申請します。

また、代表者は、本件申請にあたり市に提出した個人情報について、市が次の各号に係る照会確認に使用することを同意します。

- (1)市税に係る徴収金に滞納がないことを確認するため、市税務担当課への照会確認に使用すること。
- (2)この補助金からの暴力団排除のため、福岡県警察への照会確認に使用すること。

記

1. 交付を受けようとする補助事業名	南区地域スポーツ活動
2. 交付を受けようとする補助金の額	円
3. 申請者の営む主な事業	スポーツ種目の普及に関する事業
4. 補助事業の目的及び内容	スポーツ種目の普及振興及び地域におけるスポーツ・レクリエーションの振興を図ることを目的として、別紙のとおり事業を行う。
5. 補助事業の執行に関する収支計画及び事業計画	別紙のとおり
6. 団体の規約、役員・委員名簿	別紙のとおり

※提出された申請書及び添付資料は、市が保管し、返却いたしません。

(様式第2号)

南区地域スポーツ活動補助金交付決定通知書

南 企 振 第 号
年 月 日

様

福岡市南区長

年 月 日付をもって申請のあった南区地域スポーツ活動補助金について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助事業名 南区地域スポーツ活動
- 2 補助内示金額 円
- 3 補助金交付予定時期 事業終了後
- 4 補助条件
 - (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更（区長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、区長の承認を受けるべきこと。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、区長の承認を受けるべきこと。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに区長に報告してその指示を受けるべきこと。
 - (4) この交付決定に対して不服がある場合における申請の取下をすることができる期間は、この交付決定通知受領の日から14日以内とする。
 - (5) その他福岡市補助金交付規則の定めを遵守すること。

【担当】

南区総務部企画振興課 ○○

〒815-8501 福岡市南区塩原 3-25-1

TEL : 092-559-5064

(様式第3号)

南区地域スポーツ活動実績報告書

年 月 日

(あて先) 福岡市南区長

申請者の住所
申請者の団体名
代表者の役職名・氏名

年 月 日付、Z 南企振第 号により補助金の交付決定を受けました事業の実績について、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業名 南区地域スポーツ活動補助金

2 補助事業の実施期間 年 月 日

3 補助事業の実施状況

ア 補助事業経費収支計算書	別紙のとおり
イ 補助事業の経過又は成果を証する書類等	別紙のとおり

4 補助金の交付決定額と清算額

補助金の交付決定額	円
(補助金の既交付額)	
補助金の清算額	円

(様式第 4 号)

南区地域スポーツ活動実績調査確認書

年 月 日

所属
職名
氏名

印

年 月 日付、 年度南区地域スポーツ活動実績報告書について調査の結果

- 1 事実と相違ありません。
- 2 下記事項について相違がありました

(様式第5号)

南区地域スポーツ活動補助金確定通知書

南区企振第 号
年 月 日

様

福岡市南区長

年 月 日付の南区地域スポーツ活動実績報告書により補助金の額を下記のとおり確定したので通知します。

記

- 1 補助事業名 南区地域スポーツ活動
- 2 補助確定金額 円
- 3 補助条件
(1) 福岡市補助金交付規則の規定を遵守すること。

【担当】

南区総務部企画振興課 ○○

〒815-8501 福岡市南区塩原 3-25-1

TEL : 092-559-5064

城南区地域スポーツ振興奨励事業補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、当該スポーツ種目の普及振興及び城南区内の地域におけるスポーツ・レクリエーションの推進を図ることを目的として行われる地域スポーツ活動に対する補助金の交付に関し、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（補助金交付先）

第2条 補助金の交付先は、当該スポーツ種目の普及振興もしくは地域のスポーツ・レクリエーションの推進を目的に区を単位として組織された、スポーツ団体（以下「団体」という。）とする。

2 補助金の交付対象者の募集は、公募により実施する。

（交付金額）

第3条 別表の規定により計算して得られる額を上限に、第5条に基づく交付対象経費の合計額から他の補助金等の収入を控除した額とし、予算の範囲内で区長が決定し交付する。

（交付対象事業）

第4条 交付対象事業は次のとおりとする。

- （1）団体が主催する、スポーツ・レクリエーション振興を目的とした事業
- （2）その他区長が目的達成に必要と認める事業

（交付対象経費）

第5条 交付対象事業の実施に要する経費のうち、次の各号に掲げる経費を除いた費用について補助金の交付対象とする。

- （1）人件費。
- （2）活動内容自体の委託費。
- （3）食糧費。ただし、事業実施のために必要な昼食代、弁当代、茶果代を必要最小限の範囲で補助対象とする。
- （4）前3号に掲げるもののほか、補助対象経費とすることが適当でないと区長が認める経費。

（事前協議書の提出）

第6条 補助金の交付を受けようとする団体の代表者は、補助金の交付を申請しようとする日の属する年度の前年度の7月初日から8月末日までに、次に掲げる書類を添えて城南区地域スポーツ振興奨励事業補助金事前協議書（様式第1号）を区長に提出しなければならない。ただし、区長が認めるときは、この限りではない。

- （1）団体の規約および役員名簿
- （2）直近の収支決算書
- （3）前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

（補助金の申請）

第7条 補助金の申請にあたっては、団体の長は、4月初日から5月末日までに城南区地域スポーツ振興奨励事業補助金交付申請書（様式第2号）に次の各号に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- （1）事業計画書
- （2）事業収支計画書
- （3）団体の規約
- （4）役員・委員名簿
- （5）その他区長が必要と認める書類

(暴力団の排除)

第7条の2 区長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下、「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 区長は、申請団体の代表者（以下「代表者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (2) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 区長は補助事業を行う者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 区長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、代表者に対し当該代表者の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(補助金の交付決定)

第8条 区長は、補助金の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、城南区地域スポーツ振興奨励事業補助金交付決定通知書（様式第3号）を申請団体に交付するものとする。

(実績報告)

第9条 団体の長は、当該年度の事業が完了した後、速やかに城南区地域スポーツ振興奨励事業実績報告書（様式第4号）に次の各号に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 事業収支計算書
- (2) 事業の経過または成果を確認できる書類等、区長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 区長は、事業の完了の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び領収書の確認や現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを城南区地域スポーツ振興奨励事業実績調査確認書（様式第5号）により適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、城南区地域スポーツ振興奨励事業補助金確定通知書（様式第6号）をもって通知するものとする。

(附則)

この要綱は、平成24年 6月19日から施行する。

(附則)

- 1 この要綱は、平成26年 7月 1日から施行する。ただし、平成26年度補助金の交付金額および事前協議書の提出については、第3条及び第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 2 この要綱は、平成29年 3月31日をもって廃止する。

(附則)

- 1 この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。
- 4 この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。
- 5 この要綱は、令和 7年 4月 1日から施行する。
- 6 この要綱は、令和11年 3月31日をもって廃止する。

(別表)

補助金額	20,000 円
校区体育振興団体に推薦されたチームでの区大会を実施している場合	1 大会あたり 60,000 円を加算 (ただし, 120,000 円を上限)
高齢者もしくは障がい者で構成される団体の場合	10,000 円を加算

南区祭り振興事業補助金交付要綱

（通則）

第1条 南区祭り振興事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱の定めるところによるもののほか、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）による。

（目的）

第2条 補助金は、南区で開催される祭りを振興することにより、その保存、発展に寄与するとともに、地域振興の核となる拠点の振興・創造に寄与することを目的として交付する。

（補助交付対象事業と対象者）

第3条 南区内で継続して開催され、複数校区からの参加及び区内広範囲からの集客が見込まれる祭り事業とする。

- 2 補助金の交付対象事業は公募により募集する。
- 3 本市の市税を滞納していないこと。

（暴力団の排除）

第4条 区長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、排除措置を講じるものとする。

- 2 区長は、補助金の交付の申請をした者（第4項において「申請者」という。）が次のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。
 - （1）暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
 - （2）法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの
 - （3）暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- 3 区長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときには、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 4 区長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助事業者に対し当該申請者又は当該補助事業者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報を求めることができる。

（補助交付対象経費）

第5条 補助金を交付する対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、交付対象事業の実施に要する経費。ただし、次の各号に掲げる経費は対象外とする。

- （1）人件費
- （2）活動内容自体の委託費
- （3）食糧費。ただし、事業実施のために必要な昼食代、弁当代、茶菓代等を必要最小限の範囲で補助対象とする。
- （4）前3号に掲げるもののほか、補助対象経費とすることが適当でないと区長が認める経費

（補助金の交付額）

第6条 補助金の交付額は、前条に規定する経費のうち、予算の範囲内で最高10万円（千円未満の端数は、切り捨てとする。）を限度とする。

（事前協議）

第7条 補助金の交付を申請しようとする祭り事業の主催者（以下「主催者」という。）は、6月から7月末日までに次に掲げる書類を添えて事前協議を受けなければならない。ただし、区長が認めるときは、この限りではない。

- (1) 主催者の規約
- (2) 役員・委員名簿
- (3) 直近の収支決算書
- (4) その他区長が必要と認める書類

（補助金の申請）

第8条 補助金の交付を申請しようとする祭り事業の主催者は、南区祭り振興事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業収支計画書
- (3) 主催者の規約
- (4) 役員・委員名簿
- (5) その他区長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第9条 区長は、補助金の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、南区祭り振興事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

（実績報告）

第10条 主催者は、当該年度の事業が完了した後、速やかに南区祭り振興事業実績報告書(様式第3号)に次の各号に掲げる書類を添えて、区長に報告しなければならない。

- (1) 事業収支計算書
- (2) 事業の経過または成果を確認できる書類等区長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 区長は、事業の完了の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び領収書の確認や現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを南区祭り振興事業実績調査確認書(様式第4号)により確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、南区祭り振興事業補助金確定通知書(様式第5号)をもって通知するものとする。

（附則）

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

（附則）

- 1 この要綱の有効期限は、令和9年3月31日までとする。
- 2 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 8 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(様式第1号)

年 月 日

(あて先) 福岡市 南区長

申請者の住所

申請者の団体名

代表者の役職名・氏名^{フリガナ}

性別・生年月日

南区祭り振興事業補助金交付申請書

年度南区祭り振興事業について補助金の交付を受けたいので、福岡市補助金交付規則を承知の上関係書類を添えて下記のとおり申請します。

また、代表者は本件申請にあたり市に提出した個人情報について、市が次の各号に係る照会確認に使用することを同意します。

- (1) 市税に係る徴収金に滞納がないことを確認するため、市税務担当課への照会確認に使用すること。
- (2) この補助金からの暴力団排除のため、福岡県警察への照会確認に使用すること。

記

1 事業の内容等

(1) 開催概要のとおり

(2) 添付資料

- ・事業収支計画書
- ・団体規約
- ・役員名簿

2 補助金交付申請額 金 円

※提出された申請書及び添付資料は、市が保管し、返却いたしません。

(様式第 2 号)

南区祭り振興事業補助金交付決定通知書

南 企 振 第 号
年 月 日

様

福岡市 南区長 ⑩

年 月 日付をもって申請のあった南区祭り振興事業補助金について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助事業名 南区祭り振興事業
- 2 補助内示金額 円
- 3 補助金交付予定時期 年 月
- 4 補助条件
 - (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更(市長が認める軽微な変更を除く。)をする場合においては、区長の承認を受けるべきこと。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、区長の承認を受けるべきこと。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに区長に報告してその指示を受けるべきこと。
 - (4) この交付決定に対して不服がある場合における申請の取下をすることができる期間は、この交付決定通知受領の日から 1 4 日以内とする。
 - (5) その他福岡市補助金交付規則の定めを遵守すること。

(様式第3号)

南区祭り振興事業実績報告書

年 月 日

(あて先) 福岡市 南区長

申請者の住所
申請者の団体名
代表者の役職名・氏名

年 月 日付 企振第 号により補助金の交付決定を受けました事業の実績
について、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業名 南区祭り振興事業
- 2 補助事業の実施期間 年 月 日 から
年 月 日 まで
- 3 補助事業の実施状況 ア 事業収支計算書
イ 事業の経過または成果を証する書類等
- 4 補助金の交付決定額と精算額
補助金の交付決定額 円
(補助金の既交付額) (円)
補助金の精算額 円

(様式第4号)

年度南区祭り振興事業実績調査確認書

年 月 日

所属
職名
氏名

⑩

年 月 日付 年度南区祭り振興事業実績報告書について調査の結果

- 1 事実と相違ありません。
- 2 下記事項について相違がありました。

(様式第 5 号)

南区祭り振興事業補助金確定通知書

南企振第 号
年 月 日

様

福岡市南区長

年 月 日付南区祭り振興事業実績報告書により、 年度南区祭り振興事業
補助金の額を下記のとおり確定したので通知します。

記

- 1 補助事業名 南区祭り振興事業
- 2 補助確定金額 円
- 3 補助条件 福岡市補助金交付規則の規定を遵守すること。